

豊橋市立天伯小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月8日

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃から小さな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。そのためには、児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく必要がある。そして、そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校となるように努力していくことが重要であるとする。

2 いじめ防止対策組織

この組織としては、本校においては「生活サポート委員会」がいじめ防止対策委員会の役割を担う。いじめの小さな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

生活サポート委員会は、校長、教頭、教務主任、校務主任、保健主事、生徒指導主任、生活サポート主任、養護教諭、道徳教育推進教師、スクールカウンセラーで構成する。

(1)「生活サポート」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

- ・ 学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・ いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ・ 特別な教育的配慮が必要な児童生徒の背景を理解して指導にあたる。
- ・ 教職員が確かな人権感覚を備え、さまざまな多様性について理解をもち、偏見や差別的言動に対して迅速に指導にあたる。

ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ 学校だより等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応については、生活サポート委員会を中心に学校体制で迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

(1) いじめの未然防止の取り組み

- ア 児童どうしの関わり合いを大切に、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 「いじめを許さない」という意識を徹底させ、「観衆」「傍観者」が「仲裁者」「相談者」となり、自分たちの集団にあるいじめを自分たちの手で解消していこうとする自浄力を高める。
- オ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- カ いじめ問題に対して、市、学校、家庭、地域、が一体となっていじめ未然防止の啓発活動を進める。

(2) いじめの早期発見の取り組み

- ア 隔月で児童へのいじめアンケートや教育相談を実施し、生活サポート委員会で情報交換をする。そして、全職員で児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ 外部の相談窓口の紹介、周知を図る。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「生活サポート委員会」を中心に組織的に対応し、慎重に事実確認を行う。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。(ただし、加害者のプライバシーも考慮して行うようにする。)
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署等とも連携して行う。
- キ 確認できた事実については、該当する児童の保護者に対して迅速に伝えることを原則とする。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、【重大事態発生時の調査対応図】に基づいて対応する。
- (2) 事実に関する調査を実施する場合は、「天伯小学校いじめ調査委員会」を設置し、事案に応じてスクールカウンセラー、市の臨床心理士や教育相談員を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。
- (4) 市の教育支援コーディネーターを通じて関係機関との連携を取り、加害・被害双方の児童や保護者の心のケアに努める。
- (5) 教育的配慮や被害者の意向を踏まえた上で、警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。警察との日常的な情報共有、相談体制を構築するため、連絡窓口となる担当職員を指定する。

5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回、12月に実施し、取り組みについての検証を行う。必要に応じていじめ防止対策委員会を開く。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回以上計画し、児童生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は年度当初に保護者への周知を図る。
- (3) 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。
- (4) いじめが理由で3日程度連続欠席した場合、「いじめによる欠席に関する速報」を作成し、学校教育課へ報告する。緊急性があったり、重大事態に発展したりしそうな場合は、欠席が1日目でも報告する。

【重大事態発生時の調査対応図】

